

第48回（平成28年度）社会保険労務士試験 受験案内

厚生労働省
全国社会保険労務士会連合会

《 試験の実施要領 》

第48回社会保険労務士試験は、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第10条第1項及び第10条の2の規定により次のとおり行われます。

I. 受験申込書の受付期間

平成28年4月11日（月）～平成28年5月31日（火）（以下、年号の記載のない日付は、「平成28年」です。）

郵送での申込み	「簡易書留郵便」で、全国社会保険労務士会連合会 試験センター（以下「試験センター」という。）へ郵送してください。5月31日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。
試験センターの窓口での申込み	(1)試験センターへ直接持参してください。窓口での受付期限は、5月31日（火）17：30までです。 (2)受付時間は、9：30～17：30（土日祝日を除く） 注 現金の取扱いはいたしません。受験手数料は、あらかじめ所定の方法で納付手続きをしてください（6・7頁参照）。

注1 6月1日以降に郵送（提出）された場合は、受け付けできません。

注2 提出書類に不足・不備がある場合は受け付けられませんので、申込みは早めに行うようにしてください。

II. 受験票の交付

- 8月上旬に試験センターから受験資格を有すると認められた受験申込者に直接郵送します。
- 8月8日（月）までに受験票が届かない場合又は受験票の記載事項に誤りがある場合は、8月10日（水）までに試験センターへご連絡ください（ご連絡のない場合は、到着し、誤りはないものとみなします。）。
- 試験センターが受験票等へ記載する漢字は、原則としてJIS第2水準までの活字を使用します。
- 受験票は大切に保管してください（第49回～第51回社会保険労務士試験の受験資格証明書として使用できます。）。

III. 試験日・試験科目等

- 試験日 平成28年8月28日（日） 着席時間 10：00（午後の着席時間は、2頁をご覧ください。）
- 着席時間から試験の説明を開始します。この時間までに指定の席へお座りください（遅刻者は受験できません）。
- 試験時間や試験科目等の詳細については2頁の《試験日・試験科目》、23頁の《試験当日の注意事項等について》をご覧ください。

IV. 合格者の発表

- 合格発表日 平成28年11月11日（金）
- 合格者には合格証書を郵送するほか、その受験番号を官報に公告します。また、厚生労働省並びに試験センター及び都道府県社会保険労務士会にて合格者の受験番号の掲示等を行うとともに、試験センターホームページでの掲載を予定しています（公開予定時間9：30）。
- 受験者（途中棄権者、不正者は除く。）には成績等を通知します（合格発表日に発送予定）。届かない場合は、11月30日（水）までに試験センターへご連絡ください（ご連絡のない場合は、到着したものとみなします。なお、この通知は、第49回～第51回社会保険労務士試験の受験資格証明書として使用できますので、再受験される方は、大切に保管してください。）。
- 合否、成績及び合格基準に関する照会には、その理由の如何を問わず応じられません。

V. 受験資格

10・11頁の《受験資格》をご覧ください。

VI. 試験地・試験会場

14・15頁の《試験地・試験会場一覧》をご覧ください（試験会場の決定は、受験票で通知します。）。

なお、試験会場に関する事前照会には応じられません。

VII. 合格の取消し等

不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした方に対しては、合格の決定を取り消し、又はその受験を禁止する場合があります。

VIII. 受験案内等を入手した際の確認事項

下記の書類5点が揃っているか確認してください。

- 受験案内
- 社会保険労務士試験受験申込書・社会保険労務士試験試験科目免除申請書（OCRシート）（以下「受験申込書」という。）
- 受験手数料払込用紙〔払込取扱票・振替払込請求書兼受領証・振替払込受付証明書（お客さま用）・払込受領証の一連4票式（コンビニエンスストア、郵便局・ゆうちょ銀行兼用）〕
- 社会保険労務士試験実務経験証明書（以下「実務経験証明書」という。実務経験を受験資格とする方、新たに試験科目の免除申請を行う場合等の免除資格を実務経験で証明する方のみご使用ください。この用紙が複数枚必要となる方は、あらかじめ必要な枚数をコピーしたうえで、作成してください。なお、証明書の様式は、必要項目すべてを網羅すればパソコン等で作成しても構いません。）
- 受験申込用封筒（オレンジ色）